

日本・台湾民間租税取決めの課税関係

税理士 高山 政信

[事例]

内国法人甲社は、これまで台湾に投資をして事業を展開してきた。平成27年11月に公益財団法人交流協会（日本側）と亞東關係協會（台湾側）との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亞東關係協會との間の取決め」（以下「日台民間租税取決め」という。）に署名し、同年12月に同取決めの規定が公開されているが、今後の甲社の台湾との取引に係る課税関係にこの取決めはどのような影響を及ぼすのか。

[ポイント]

- 1 日台民間租税取決め制定の背景
- 2 日台民間租税取決めの特徴
- 3 台湾の締結している租税条約
- 4 日台民間租税取決めの規定のポイント

[検討]

1 日台民間租税取決め制定の背景

通常の租税条約は、国家間において締結されるものであるが、日台民間租税取決めは、民間の団体間の租税協定である。このような状況に至ったのには日台間の歴史的・政治的な沿革がある。昭和47年9月29日の日中国交正常化に伴い、日本は中華民国との国交を断絶したが、非政府間の実務関係を維持するため、同年12月に、日本側は財団法人交流協会を、そして台湾側は亞東關係協會を設立し、さらに、同月、「財団法人交流協会と亞東關係協會との間の在外事務

所相互設置に関する取り決め」（以下「相互設置に関する取決め」という。）を作成している。今回の日台民間租税取決めは、この「相互設置に関する取決め」の3項(7)にある「双方間の貿易、投資、技術協力に関し、民間諸取決めを締結し、または締結を援助しならびにその実施を保護するため一切の必要な活動を行なうこと。」を考慮したものといわれている。

また、平成27年10月に環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉が大筋合意に達したこともあり、アジア諸国を中心にTPP参加を希望している国も多い（現在参加国12か国：アジアの参加国は、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、シンガポール）。台湾もTPP参加を希望しており、今回の日台民間租税取決めの背景には、このような台湾の思惑があるのではないかという見方もある。

2 日台民間租税取決めの特徴

一般的の租税条約の場合、租税条約草案に署名後、両締約国の議会において承認手続が行われ、承認されると批准書を交換して租税条約が発効し、一定期間を経て適用となる。また、国内法である所得税法等との関係では、租税条約実施特例法を橋渡しとして、租税条約に規定された内容が、国内法に組み込まれることになる。

日台民間租税取決めは、上記のような政府間による租税条約とは異なることから、台湾では日本の国会にあたる立法院の承認ではなく、行政院の審査を要し、日本では、平成28年度の税制改正に、日台民間租税取決めの実施に係る国内法の整備が行われる予定である。結果として、

民間団体間で締結した租税取決めを双方の地域がその効力を保証するような体裁となるものといえよう。

日台民間租税取決めの基本的な原則は、後述する同取決め27条（相互主義）に規定するように、双方においてそれぞれの居住者及び内国法人に対して同様の権利が認められることが前提となっており、日本は国内法の整備が行われることになる。

3 台湾の締結している租税条約

台湾は政治的に微妙な立場にあるが、現在、次の国々と租税条約を締結している。

台湾(25か国)	オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ガンビア、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、マケドニア、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、パラグアイ、セネガル、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、ベトナム
----------	---

4 日台民間租税取決めの規定のポイント

政治的な種々の環境はさておき、企業の立場という経済的側面だけを見れば、日台間に租税条約が締結されていないことの問題点が今回解消されるということは国際的二重課税排除の立場から喜ばしいことである。ちなみに、平成25年の日台間の貿易では、日本は台湾にとって貿易量第2位であり、台湾は日本にとって貿易量第5位という関係にある。

日台民間租税取決めの条文は、全29条であり、各条の見出しは次のとおりである。

1条（対象となる者）、2条（対象となる租税）、3条（一般的定義）、4条（居住者）、5条（恒久的施設）、6条（不動産所得）、7条（事業利得）、8条（海上運送及び航空運送）、9条（関連企業）、10条（配当）、11条（利子）、12条（使用料）、13条（譲渡収益）、14条（独立の人的役務）、15条（給与所得）、16条（役員報酬）、17条（芸能人及び運動家）、18条（退職年金）、19条（公的役務）、20条（学生）、

21条（その他の所得）、22条（二重課税の排除）、23条（無差別待遇）、24条（相互協議手続）、25条（情報の交換）、26条（減免の制限）、27条（相互主義）、28条（効力発生）、29条（終了）、である。

条文全体の構成は、日本側から見れば、少し前の租税条約の構成と同様の内容である。例えば、現行のOECDモデル租税条約にはない14条の規定があり、7条の事業利得条項も、OECDモデル租税条約にあるAOA（OECD承認アプローチ）の規定ではない。また、通常の租税条約では、「政府職員」という見出しになる19条が「公的役務」という見出しへになっている。

事例にある内国法人の場合、日台民間租税取決めが適用されると、次のような課税関係が生じることになる。

- ① 台湾における投資所得（配当、利子、使用料）に課される源泉徴収税率は、金融商品の利子に係る15%を除くと、20%であるが、日台民間租税取決めが適用されると、限度税率は10%となり、中央銀行等が受け取る利子は免税となる。
- ② 上記の各条項からも明らかなように、租税条約の濫用防止のための条項は、取決め26条に減免の制限（特典を受けることを主たる目的とするものの制限）があり、その他に、上記の投資所得の限度税率適用対象者には、受益者概念が使用されている。
- ③ 13条の譲渡収益条項には不動産化体株式（資産の50%以上が不動産である法人等の株式）に係る規定があり、また、株式等の譲渡収益は居住地国である。
- ④ 15条（給与所得）2項には短期滞在者免税の規定があり、OECDモデル租税条約と同様の規定があり、日本・台湾相互の出張者に対する従前の非居住者課税が緩和されることになる。